



笹岡宏保 税理士

特別研修会
2025

岡山 開催

会場受講限定セミナー

※ オンラインLIVEはありません

相続税の債務控除 (債務・葬式費用) について

2025年7月28日(月) 10:30 ~ 17:00 (受付10:00 ~)

受講料：10,000円(税込)

研修会ではあまり取り扱われない相続税の債務控除(債務・葬式費用)について、実務上の重要論点に絞って、裁判例(判例)や裁決事例を用いて確認してみることになります。

会場：岡山コンベンションセンター 301室 オンラインLIVEはありません

●当セミナーではオンラインLIVE受講およびアーカイブ視聴はできません。

Farbe

[研修内容]

1. 債務控除(債務・葬式費用)に関する主要な法令及び通達の確認

2. 債務控除(債務)に関するさまざまな重要論点の確認 (次に、例を挙げてみますと～)

(例示1) 子Aの所有する建物(固定資産税評価額2千万円、通常の取引価額5千万円)を父甲が売買契約により取得(ただし、譲渡代金は未決済)し、その後、相続開始時まで子Aに使用貸借させた場合における父甲の子Aに対する未払金5千万円の取扱い

(例示2) 父甲が金融機関からの借入金5億円について支払が困難となり、両者の間で返済累計1億円となった時点で残余の4億円の返済が免除されるとの合意が成立した場合において、父甲による返済累計額が0.99億円となった時点で同人に相続開始があった時の債務控除すべき借入金の承継額はいくらになるのか。

3. 債務控除(葬式費用)に関するさまざまな重要論点の確認 (次に、例を挙げてみますと～)

(例示1) 葬儀会場で会葬御礼として会葬者に全員一律に交付した商品券(1,000円券)は必ず葬式費用として容認されると考えてよいのか。

(例示2) 葬式当日の夕方に再度の参集が困難との事情で行われた「初七日法会」の席上で提供された常識の範囲内の食事費は開催日から判断して葬式費用に該当すると考えてよいのか。

日程 2025年7月28日(月) 10:30～17:00 (受付10:00～)

受講料 10,000円(税込)

割引 無料:資産税ビジョン 会員
半額:資産税実務2025 全講座受講者

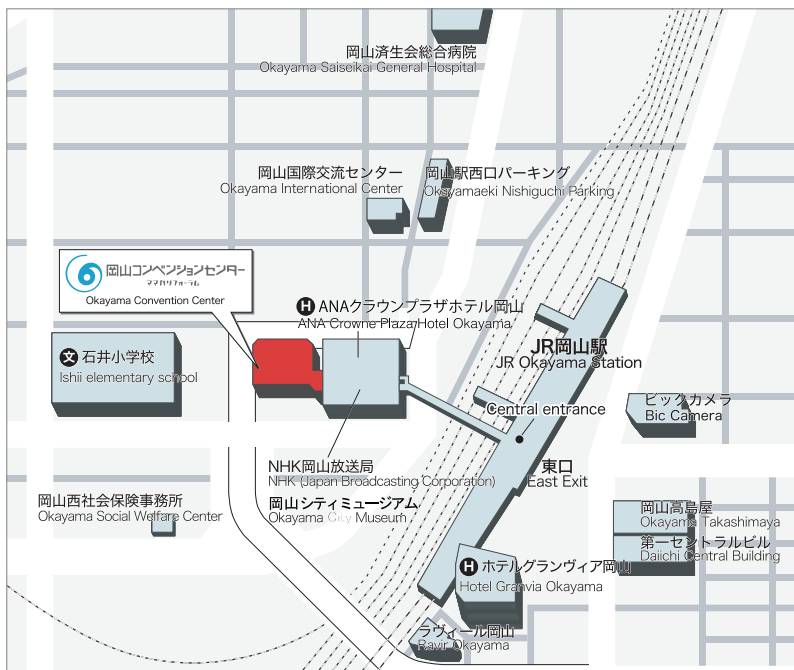
定員 40名様

会場

岡山コンベンションセンター 301会議室

岡山県岡山市北区駅元町14番1号
TEL:086-214-1000(代表)

- ・JR岡山駅中央改札口より徒歩3分
- ・岡山I.C.より自動車30分



笹岡宏保税理士 特別研修会 [岡山] 申込書

FAX送信先 **03-5539-3751**

HPからのお申込みはこちら <https://farbe-net.com/>

必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。折り返し受付確認票を送付いたします。HPからもお申込みいただけます。

※ 諸事情により、日程変更もしくは中止になる場合がございます。

■氏名 / フリガナ

■事務所名

■ご住所 〒

■TEL

■FAX

■E-mailアドレス

※必ずご記入ください。